

公布された規則のあらまし

◇静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

静岡県生活環境の保全等に関する条例の改正に伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) ばい煙量等測定記録表の記録について、計量法第107条の登録を受けた者から同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもって、その記録に代えることができることとしました。（第9条関係）
- (2) 排水水等の汚染状態の測定について、行うべき回数等を定めました。（第20条関係）
- (3) 水質測定記録表に記録する事項のうち一部の事項について、計量法第107条の登録を受けた者等から同法第110条の2の証明書等の交付を受けた場合には、当該証明書等に記載されたものに限り、その記録を省略することができることとしました。（第20条関係）
- (4) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。